

2 介 護 第 837 号
令和 2 年 6 月 11 日

高知市内における介護保険サービスの
ご利用者 及び ご家族等 関係者 各位

高知市健康福祉部 介護保険課長

介護サービスにおける新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いについて（通知）

平素は本市介護保険行政へのご理解、ご協力厚くお礼申し上げます。

5月25日の政府による緊急事態宣言の全面解除に伴い、全国的に経済活動が再開されています。しかしながら、この間、各介護保険事業所（以下、「事業所」という。）においては、安全なサービス提供のための感染対策への投資、また、活動自粛による収入減等に伴い、事業所の運営・存続にも影響が出ています。

そういった背景も踏まえ、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下、「臨時的取扱い」という。）が度々発出されていますが、その中には利用者の自己負担額が変わる臨時的取扱いもあり、介護保険事業所においては、臨時的取扱いを適用するために、利用者やご家族に対し説明を行い、同意をいただいています。しかし、臨時的取扱いの発出が度重なる現状から、本市に対しても、ご利用者及びご家族等の関係者（以下、「ご利用者様」という。）から疑義の問い合わせを複数頂いています。

以上のことから、ご利用者様への制度理解の促進を図り、事業所とご利用者様の意思疎通が円滑なものとなるよう、「臨時的取扱いの概要（別紙）」を添付し、当通知を発出いたします。

なお、ご利用者様にも可能な範囲でご理解ご協力を賜りたいところですが、自己負担額の増額を伴う場合もあることから、強制するような臨時的取扱いではなく、あくまで同意いただいた場合という点を申し添えます。

お問合せ先
高知市介護保険課事業係
〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
TEL：088-823-9972
FAX：088-824-8390
E-mail：kc-110100@city.kochi.lg.jp